

枕崎市告示第15号

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

枕崎市長 前田 祝成

枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）への登録を促進し、空き家の有効活用を図るため、空き家バンクへの登録が完了した物件（以下「登録物件」という。）に残存する家財道具等の処分を行う所有者等及び入居者に対し、市が予算の範囲内において枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、枕崎市空き家情報登録制度実施要綱（平成29年枕崎市告示第32号）第2条に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、市税に滞納がないものとする。

- (1) この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して2年以上その交付の対象となった登録物件を空き家バンクに登録する意

思がある所有者等

- (2) 登録物件への入居者（空き家バンクを利用し、当該登録物件の購入又は賃借に係る契約を締結した者で、当該締結日から6月以内のものに限る。以下同じ。）

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる事業は、登録物件に残存する家財道具等の処分を行う事業で、その処分に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人又は個人事業主が補助対象者から委託を受けて行うものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、登録物件に残存する家財道具等の処分に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等の処分に係る見積書の写し
- (2) 家財道具等の処分前の写真
- (3) 申請者が登録物件の入居者である場合は、当該登録物件に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、登録物件ごとに1回限りとする。

(補助金の交付決定通知)

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(実績報告)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、枕崎市空き家バンク利用促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家財道具等の処分に係る請求書又は領収書の写し

(2) 家財道具等の処分後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に実施する登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助金について適用

する。

- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた登録物件に残存する家財道具等の処分に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。